社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２９年度　定時（第１回）評議員会議事録

１　開催年月日　　平成２９年６月２６日（月）
　　午後２時００分～午後４時０５分
２　開催場所　　精華町地域福祉センター
　　かしのき苑　１階　会議室Ａ・Ｂ
３　評議員総数　　１４名
４　出席者氏名　　（１０名）
　　松阪治彦　小西明一　白畑丈子　大冨利子
　　新田清治　鬼塚章子　片岡哲也　村岡大輔
　　錦　光榮　吉田一雄
５　欠席者氏名　　保田邦子　田中幸代　片上智嗣　齊藤裕三
６　議事の経過要領及び議案議決の結果

日程番号１　議長の互選について
　定刻に至り、定款第１５条の規定により議長に新田清治氏が選任され、議長は定款第１６条第１項に定める定足数を満たしていることを確認した。

日程番号２　議事録署名人の選任について
　定款第１７条第２項の規定により議事録署名人に片岡哲也・村岡大輔両評議員を指名し、議案の審議に入った。

議　　長　　続きまして日程番号３。第１号議案、理事の選任についてに入らせていただきます。第１号議案から第１２号議案まで、同じ趣旨の議案となりますので、一括して事務局から提案を願います。なお、採決については、定款第１６条第３項の規定に基づきましてのちほど、候補者ごとに決議させていただきます。事務局お願いいたします。
事務局長　　はい、議長。それでは、第１号議案から第１２号議案まで、いず

れも、議題といたしましては理事の選任についてということでございますので、一括して説明、提案をさせていただきたいと思います。事前に送付させていただきました議案書でございますが、第１号議案から、その下に別紙がございまして、１２名分。お１人２枚ずつでございますので、２４枚あろうかと思います。その後ろ、２５枚目の所に、一覧名簿をご用意させていただいております。Ａ４サイズの横長に印刷したものでございますが、上に、精華町社会福祉協議会理事被推薦者名簿（案）と書かれたものでございまして、第１号議案から第１２号議案の関係といたしまして、一覧にまとめた表となっております。こちらの一覧表を用いまして、一括で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、名称につきましては敬称略といたしまして、朗読の順番は、議案の番号、役職、選出区分、氏名、経歴、他の法人兼職状況、親族等特殊関係の順番に朗読をさせていただきたいと思います。第１号議案、理事。第１号、自治会長連合会。八木章介、新任。精華町自治会長連合会幹事。兼職状況、特殊関係共にありません。第２号議案、理事。第２号、民生児童委員協議会。森　修美、再任。精華町民生児童委員協議会会長。兼職状況、特殊関係、共にありません。第３号議案、理事。第３号、社会福祉施設。早樫一男、再任。京都大和の家施設長。兼職状況は、盛和福祉会の理事でございます。親族等特殊関係はございません。第４号議案、理事。第２号、行政機関。岩前良幸、再任。精華町健康福祉環境部部長。兼職状況、特殊関係、共にありません。第５号議案、理事。第５号、ボランティアセンター。田中智美、再任。精華町ボランティアセンター運営委員会委員長。兼職状況、特殊関係、共にありません。第６号議案、理事。第６号、知識経験者。長谷川　悟、再任。地区福祉推進委員（光台四丁目）。兼職状況、特殊関係、共にありません。第７号議案、理事。第６号、知識経験者。石崎照代、再任。社会教育委員会元委員長。兼職状況、特殊関係、共にありません。第８号議案、理事。第６号、知識経験者。中畔秀昭、再任。元地区福祉推進委員（南稲八妻）。兼職状況、特殊関係、共にありません。第９号議案、理事。第６号、知識経験者。村瀬由美子、再任。元社協職員（事務局長）、元民生児童委員（南稲八妻）。兼職状況、特殊関係、共にありません。第１０号議案、理事。第６号、知識経験者。福味加世子、再任。人権擁護委員、里ふれあいサロン。兼職状況、特殊関係、共にありません。第１１号議案、理事。第６号、知識経験者。山本正來、新任。地区福祉推進委員（山田）、自治会長連合会元会長。兼職状況、特殊関係、共にありません。第１２号議案、理事。第６号、

知識経験者。岡田敦子、新任。地区福祉推進委員、民生児童委員、共に北の堂でございます。兼職状況、特殊関係はありません。任期につきましては、本日、平成２９年６月２６日から、平成３１年度定時評議員会終結の日までの２年間とされております。補足でございますが、この第１回目の定時評議員会終結の時を以って、現理事の任期が満了するということでございますので、この評議員会が終わったとたん、現理事は全て任期満了ということになりますので、切れ目なく後任の理事を選任したいために今回提案をさせていただくものでございます。それから名簿の中、第６号から第１２号までの知識経験者の皆さま方でございますが、規則に基づきまして、去る５月２２日に開催されました平成２９年度第１回理事会におきまして、事前に理事会の同意を得ていることを併せて報告させていただきます。以上が、第１号議案から第１２号議案までの、理事の選任についての提案でございますので、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　ただいま事務局から説明を受けましたが、第１号議案から第１２号議案について、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

何かございますか。ご意見が無ければ、採決したいと思います。

まず、第１号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第２号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第３号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第４号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第５号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第６号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第７号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第８号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第９号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第１０号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第１１号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、第１２号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（全員挙手）

議　　長　　続きまして、日程番号１５。第１３号議案、監事の選任についてに入らせていただきます。先ほどと同様、第１３号議案と第１４号議案は同じ趣旨の議案となりますので、一括して事務局から提案願います。なお、採決については、定款第１６条第３項の規定に基づきまして後ほど候補者ごとに決議させていただきます。では、よろしくお願いします。

事務局長　　はい、議長。それでは、先ほどと同様、第１３号議案、第１４号議案につきまして、一括で説明、提案をさせていただきたいと思います。お手元の資料、第１３号議案と第１４号議案の次のページに、先ほどと同じように監事被推薦者名簿(案)をご用意させていただいております。お２人いらっしゃいますが、一括して提案をさせていただきたいと思います。なお、先ほどと同様、氏名につきましては敬称略とさせていただきまして、番号から順番に、親族等特殊関係まで朗読をさせていただきたいと思います。１、監事。第１号、財務諸表等を監査できる者。浦田善之、再任。元銀行員。兼職状況、特殊関係、共にありません。２、監事。第２号、社会福祉事業について学識経験を有する者。島中秀司、再任。元社協職員(事務局長)、元行政職員。兼職状況、特殊関係、共にありません。任期につきましては先ほどの理事と同じく、本日の定時評議員会終結後からということになっておりまして、日付で申しますと、平成２９年６月２６日から平成３１年度定時評議員会終結の日までの２年間でございます。こちらが、監事２名の推薦ということでございますので、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　　ただいま事務局から説明を受けましたので、第１３号議案と第１４号議案について、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。
何かございませんか。ご意見が無ければ、採決したいと思います。
まず、第１３号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認します。続きまして、第１４号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認します。続きまして、日程番号１７。第１５号議案、役員の報酬等に関する規程の制定についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

事務局長　　はい、議長。第１５号議案、役員の報酬等に関する規程の制定について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款第１２条第１項第３号により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、社会福祉法人制度改革として「社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法人の定款が変更されたことに伴い、役員の報酬等に関する規程を制定する必要があるためのものでございます。平成２９年６月２６日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、別紙の役員の報酬等に関する規程(案)をご覧いただきたいと思います。まず最初にご説明をしたいと思いますのは、現在までの役員の報酬規程でございますが、今回の法改正によりまして、定時評議員会以前に定められたものは全て無効ということになっております。従いまして、本日の定時評議員会の中で、役員の報酬等に関する規程を改めて制定することで、本日以降、初めて効力を生じるということでございますので、今回提案をさせていただいております。なお、内容につきましては、これまでと全く同じ報酬額、基準でございますので、変更は無いということでご了承を賜りたいと存じます。
それでは、本文のほうに入らせていただきたいと思います。まず、趣旨、第１条。この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第２５条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。役員等、第２条。この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。報酬等の支給、第３条。役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。１号、会長及び副会長については、報酬を支給する。２号、理事及び監事については、報酬を支給しないこととし、その職務のため理事会、評議員会及び監査に出席したときは、費用弁償として日額１，０００円を支給する。２項、交通費の実

費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会役職員等旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。役員の報酬等の算定方法、第４条。会長及び副会長に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。１号、会長、月額２０，０００円。２号、副会長、月額５，０００円。２項、会長及び副会長がその職務のため理事会、評議員会及び監査に出席したときは、費用弁償として日額１，０００円を支給する。３項、会長及び副会長が職務のため出張したときは、別に定める本会役職員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。報酬等の支給方法、第５条。会長及び副会長に対する報酬等の支給時期は、次に定める時期とする。１号、報酬については、毎月２３日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与に関する規程第１０条に準じた日とする。具体的には、前倒しということになります。２項、報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。３項、報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。２ページに移ります。公表、第６条。本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。改廃、第７条。この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。補則、第８条。この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。附則といたしまして、この規程は、平成２９年６月２６日から施行するということでございます。冒頭申しましたとおり、これまでの基準と、金額も含めまして、全く同じということで提案を再度させていただきたいものでございますので、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　　ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ございませんか。ご意見が無ければ、採決したいと思います。第１５号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（８名挙手）

議　　長　　賛成多数により、可決承認します。続きまして、日程番号１８。第１６号議案、評議員の費用弁償に関する規程の制定についてに入らせていただきます。事務局よろしくお願いします。

事務局長　　はい、議長。第１６号議案、評議員の費用弁償に関する規程の制定について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款第１２条第１項第３号により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、社会福祉法人制度改革として「社会福祉法等の一部を改

正する法律」が公布され、社会福祉法人の定款が変更されたことに伴い、評議員の費用弁償に関する規程を制定する必要があるためのものでございます。平成２９年６月２６日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、こちらにつきましても、別紙の評議員の費用弁償に関する規程(案)のほうをご覧いただきたいと思います。先ほどと同様でございますが、法改正に基づきまして、これまでの定めにありました評議員の費用弁償に関する規程は全て無効ということになりました。今回、改めて提案をさせていただきたいという趣旨のものでございまして、内容、基準、それから金額につきましても、従前のとおりとさせていただいておりますのでよろしくお願いを申し上げます。それでは本文のほうに入らせていただきます。趣旨、第１条。この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会の定款第１０条の規定に基づき、評議員の費用弁償について、必要な事項を定めるものである。費用の弁償、第２条。評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、費用弁償として日額１，０００円を支給する。２項、交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会役職員等旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。こちら、すいません。句点が漏れておりますが、句点を追加していただきたいと思います。次に、改廃です。第３条、この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。附則といたしまして、この規程は、平成２９年６月２６日から施行する。以上が、評議員の費用弁償に関する規程案でございます。最初に申しましたように、これまでの基準と同様のものでご提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、非常に少ない金額での提案ということで心苦しく思う部分もございますが、どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　　ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いします。

ございませんか。ご意見が無ければ、採決したいと思います。第１６号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認します。続きまして、日程番号１９。第１号報告、平成２８年度事業報告についてに入らせていただきます。事務局から報告願います。

事務局長　　はい、議長。第１号報告、平成２８年度事業報告について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会平成２８年度事業報告について、別紙のとおり報告します。報告の理由といたしましては、定款第

４０条第２項に基づいて、平成２８年度事業実績について報告したいためのものでございます。平成２９年６月２６日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、別冊でホチキス留めをしております、平成２８年度事業報告をご覧いただきたいと思います。まず、目次といたしまして、１ページから１５ページまでございますが、ローマ数字ⅠからⅦといたしまして括らせていただいております。Ⅰでは総括ということで、１年間の全体の振返りを表しております。Ⅱといたしまして、法人運営に関する部分の報告でございます。Ⅲといたしまして、地域福祉の推進に関する部門。Ⅳといたしまして、ボランティア活動の推進に関する部門。Ⅴといたしまして、高齢者や障がい者、介護者支援事業に関する部門。Ⅵといたしまして、児童を対象とした事業の部門。最後にⅦといたしまして、介護保険事業並びに障害者居宅介護事業等の実績をまとめた部門となってございます。それではまず、１ページをお開きいただきたいと思います。左側のローマ数字のⅠ。総括の所でございますが、全体傾向ということでございますので、こちらのほうは朗読をさせていただきたいと思います。地域福祉の推進主体である本会は、多様化する福祉課題に柔軟に対応しながら、本会の基本理念である『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、各種事業に取り組みました。法人運営の部門においては、各種事業を実施するうえで必須となる専門職の確保が困難な状況を迎えているなかで、介護職員処遇改善加算を有効に活用し、事業者として介護従事者等の処遇改善に取り組み、働きがいと魅力のある職場を目ざしました。社会福祉法人制度改革については、６月から正副会長等による検討会議を設置し、通常の三役会議とは別に毎月１回会議を開催し、役員体制や定款をはじめとする各種規則について検討を重ねました。地域福祉・ボランティア活動の部門においては、福祉活動を推進するための主財源となる社協会員の募集に力を注ぎましたが、会費収入は４年振りの減少となりました。住民相互の助け合いサービス「ふれあいサポート事業」では、協力会員の募集に重点を置いて取り組んだ結果、前年度から１５名の増加という結果になりました。小地域福祉委員会活動では、第６期モデル地区を募集したところ新たに２自治会をモデル地区として指定することができました。平成２８年度は、介護保険制度の改正に備えて新たに第２層生活支援コーディネーター（南部圏域担当）を配置し、担い手の養成やサービス提供状況の把握などを行いました。社協ふくし相談については、京都府共同募金会の助成を受けて、８月から臨床心理士による心の悩み相談室を併設しました。

高齢者等支援事業の部門では、支援困難事例や高齢者虐待が疑われる事例の相談が実質的に増加しています。虐待については、認知症や精神にかかわる病気に起因していることが多く、認知症等の方を支援する体制はもちろんですが、同居する家族を支援する体制についても並行して充実させる必要性を痛感しています。このような相談については、解決に至るまで相当の時間を要しますが、１つひとつ丁寧に対応することを心がけました。介護者リフレッシュ事業については、参加者数が減少傾向ですが、介護者の情報交換の場であるとともに、虐待予防にも効果があると考えられるため、今後は啓発方法を工夫し、より多くの介護者に参加していただけるよう内容を検討します。介護者家族の会への支援も引き続き行います。介護保険事業等の部門では、例年どおり、介護保険事業及び障害者居宅介護事業を実施しました。居宅介護支援事業並びに（介護予防）通所介護事業については、前年度比マイナス５％～プラス４％の実績となりましたが、一方で認知症型通所介護等事業については、前年度比プラス１２％という実績でした。介護保険制度の改正により、介護予防事業については今後減少することが予測されますが、平成２８年度は訪問介護並びに通所介護ともに増加する結果となりました。報酬改定により、事業運営はさらに厳しい状況であるため、積極的な啓発に努め、各種事業の稼働率アップを目ざします。平成２９年度から始まる改正介護保険制度（新総合事業）に対応できるよう、利用者の状況に応じたサービスを創出し、運営スタッフの積極的確保に努めます。以上が、１年間の総括として表したものでございまして、２ページ目以降につきましては、個別具体の実績を掲載させていただいております。時間の関係もございますので、重点的に取り組んだ事業と、新規の事業を中心にご説明させていただきたいと思います。まずは、３ページをご覧いただきたいと思います。中段辺り、５番目の三役会議の開催状況でございますが、２行目の後ろ。後半ですが、また書き以降でございます。社会福祉法人制度改革に備えるため、６月から１１月まで正副会長等による検討会議を設置し、毎月１回制度改革検討会議を開催しました。三役会議年１２回。月１回の開催でございましたが、これに加えまして、制度改革検討会議を年６回開催させていただいております。次に、５ページをご覧いただきたいと思います。中段からやや下の所でございますが、２番といたしまして、会員募集及び会費の納入依頼という所でございます。会員の規程に基づきまして、例年どおり実施をさせていただいたところでございます。実績につきましては隣り、６ページの上段に掲載をしておりまして、募集期間と

いたしましては例年どおり、６月の第３金曜日から１１月の末までを募集期間として掲げまして、地域福祉活動の財源となります会員さまからの会費を依頼させていただいたところでございます。過去３年間併記させていただいておりますが、一番下の合計口数の所でご覧をいただきますと、平成２８年度実績といたしましては 4,321 口ということで、前の年から 236 口ダウンという結果になっております。これまで３年連続して増加していた訳でございますが、４年ぶりに前年度を割り込むという厳しい結果になっております。当然、今年度。平成２９年度につきましても、いま現在スタートしたところでございますが、平成２８年度の実績を上回れるように、役職員一丸となって努力していきたいというふうに考えているところでございます。次に、７ページをお開きいただきたいと思います。一番下にございます、７番のふれあいサポート事業。重点事業として掲げた取り組みです。こちらの事業ですけれども、公的な福祉サービスの利用等が困難な方に対する援助の仕組みとして、会員制度による住民相互の助けあいによる援助活動を実施しました。援助する側の方。これを協力会員と呼んでおりますが、これと、援助を受ける側。利用会員の双方が会員として登録し、利用会員の申し出に基づき、本会において様々な支援活動の需給調整を行いました。今年度は、重点事業として特に協力会員を募集した結果、大幅に増加しました。こちらの実績は、８ページの上段に掲げさせていただいております。まず主な活動内容でございますが、高齢者からの依頼が多かったということでございまして、買い物に行く際の付添い。通院の付添い。庭などを含めた家事援助。庭、お家の中などの掃除などが中心でございますが、家事援助などが主な依頼内容でございました。料金は、３０分あたり３５０円を頂戴しております。なお、生活保護世帯の方におかれましては３０分あたり２００円ということで、減額規定を設けさせていただいております。その下に実績表がございまして、平成２８年度実績。特に協力会員の体制強化を掲げた訳でございまして、年度末には３６名の協力会員という実績でございました。前年度からはプラス１５名ということでございましたので、１年間、積極的に募集に努めた結果というふうに捉えているところでございます。当然ながら、その下の、のべ活動回数や活動時間数につきましても、平成２７年度を上回っているというような状況となってきております。こちらの事業につきましては、介護保険制度の改正によりまして今年度、平成２９年度以降も、通常考えれば増加の一途をたどるのではないかというふうに考えているところでございます。これに対応していくためには、

更に協力会員を増やしていかなければならないというふうに考えているところでございます。次にその下、８番の小地域福祉委員会活動の推進。こちらも、重点事業として取り組みをさせていただきました。冒頭のご挨拶の中でも触れていただきましたけれども、平成２８年度は第６期のモデル地区を募集させていただきまして、新たに２つの自治会をモデル地区として指定いたしました。①から⑥まで表示がございますが、⑥の所、第６期小地域福祉委員会。重点指定期間は平成２８年度から２年間ということでございますが、桜が丘一丁目自治会と桜が丘四丁目自治会の２か所を追加させていただきまして、現在２０か所。２０自治会というところになっております。次に、１０ページをご覧いただきたいと思います。中段あたり、１６番目の第２層生活支援コーディネーター―設置事業です。こちらは新規事業として取り組みまして、精華町からの受託事業でございました。朗読いたしますと、精華町においては、平成２９年度から新総合事業へ移行するにあたり、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが求められています。本会では、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図るために生活支援コーディネーター１名を配置しました。具体的な取り組みにつきましては、①から⑤まで記載したとおりでございます。次に、１１ページをご覧いただきたいと思います。中段からやや上、１８番の社協ふくし相談の実施です。こちらは前年度から実施をしておりますが、年度の途中から拡大をしておりますので、その部分についてご説明をさせていただきたいと思います。まず、背景も含めまして朗読をさせていただきたいと思いますが、高齢者や障がい者、子育て世帯に限らず、現代社会になじめない人や生活困窮などの地域課題が増加する中、できるだけ多くの人たちが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるようなまちづくりを進めるためには、安心して相談できる場所が必要です。福祉や生活に関する相談にワンストップで対応できるよう、平成２８年１月から毎月２回相談所を開設しています。また、京都府共同募金会の助成を受けて、８月から臨床心理士による心の悩み相談室を併設したことにより、メンタルヘルスに関する相談が増加しています。場所は、せいかガーデンシティー２階にございます、イマージュサロンさんで毎月第２火曜日に開催しておりますのと、ここ、かしのき苑で毎月第４金曜日に開催させていただいております。実績につきましては、実施回数２３回。１回は祝日

がございましたので、毎月２回でございますが、年回２３回という実績でございました。相談者数は５９名という実績でございます。今日ご挨拶の中でも触れていただきましたが、評議員としてご協力いただいております、片岡さま並びに村岡さまにおかれましても、この相談事業にもご協力をいただいているところでございます。次に１２ページに移りまして、ローマ数字のＶ。高齢者・障がい者・介護者支援事業の１番、包括的支援事業です。こちらは、下の所に主な業務実績というのを掲げさせていただいております。説明が必要な部分といたしましては、事業名の中の⑤の所をご覧いただきたいと思います。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務ということで、少しわかりにくい名前が付いておりますが、具体的に申しますとその下、アと書かれた、困難事例(ケース会議)と書かれた所でございます。困難事例というのは、一般的にでございますが、公的な制度やサービスを利用しても課題が解決できないケースを、困難事例というふうに呼ばせていただいております。当然、公的な制度だけでは課題が解決できないということですので、解決の糸口を見つけるまでに非常に時間を要するというような取り組みでございますが、この件数が増加傾向にあるということをご報告申し上げます。参考までに、前年度実績という所では３名、年間６回の会議回数であったものが、平成２８年度は８名で３４回のケース会議を開催したというような状況でございます。わたくし共が担当しておりますのは精華町の中の南部圏域のみということでございますので、これは精華町全域ということではなく、半分の中でこれだけ増加してきているということでございますので、その点、併せてご理解を賜りたいと思っております。なお、この困難事例につきましては、当然、地域で地域福祉を推進していただいております民生委員さんや、地元で活動していただいているボランティアのみなさん方の協力を得なければ、公的な制度だけでは解決できない世帯の支援ということでございますので、本日も多数、民生委員さんにご出席を賜っておりますが、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。それから、１５ページをご覧いただきたいと思います。中段あたりですが、４番のファミリーサポート事業です。新規の事業で、精華町からの受託事業でございます。育児の援助を受けたい人。これを依頼会員と呼んでおります。と、おこないたい人。援助会員とが会員となり、センターが仲介してお互いの信頼関係のもとに助け合いを行う子育て支援組織「精華町ファミリー・サポート・センター」を受託運営しました。平成２８年７月から事業を開始し、相互援助活動のほか、援助会員養

成講座や会員交流会を開催しました。主な活動内容ですけれども、保育所終了後の迎えと、保育所終了後の預かり。保護者の用事の時の預かり。この３項目でございました。こちら１時間あたりの利用料は、平日は７００円。土日祝は８００円という料金設定となっております。平成２８年度の実績でございますが、依頼会員数は３２名。援助会員数は２０名。両方会員２名。のべ活動回数７６回。活動時間数は１０９．５時間という実績でございました。こちらも２年目となりますが、現在も継続実施中ということでございます。最後になりますが、ローマ数字のⅦです。介護保険事業・障害者居宅介護事業等の実績でございますが、１６ページの所で、まず重点事業をご確認いただきたいと思います。２番の、指定訪問介護事業。重点事業として取り組みました。４番の、指定通常規模型通所介護事業。こちらも重点事業として取り組みました。１７ページに移りまして、５番、指定認知症型通所介護等事業。こちらも重点事業として取り組んだ事業でございます。その実績につきましては、１８ページに一括して掲載させていただいております。それぞれの項目ですが、まず２番の訪問介護という所をご覧いただきたいと思います。平成２８年度の実績ですが、実利用者数は６２名。のべ利用回数は７，３６２回ということで、のべ回数で見てみますと、その前の年から５％ほどダウンという実績になっております。こちらにつきましては、ご依頼はいただいておりながらも、冒頭、総括の中でも触れましたが専門職の確保が非常に困難な時代を迎えているということで、非常勤のホームヘルパーにつきましては、１年を通じて募集をかけているところでございますが、なかなか応募が無いというような状況でございます。これは現在も募集している最中でございますが、介護の担い手が減ってきているという状況は、深刻な課題になってきているというふうに考えております。従いまして、ご依頼が減っているというよりかは、労働力が残念ながら減ってきているというような状況を迎えておりまして、その傾向が、このような結果に表れてきたのではないかと分析をしております。次に２段下がりまして、４番目の通常規模型通所介護です。こちらは、実利用者数８３名、のべ６，５４２回ということで、前の年と比べますと２％ほど実績がダウンという結果に終わっております。これだけの規模の事業でございますので、２％程度の増減というのは許容範囲かというふうに捉えているところでございます。次にその下、５番目の認知症型通所介護等です。実利用者数３２名、のべ回数は２，０４８回ということで、前の年を１２％ほど上回っております。こちらのほうは増加したという結果になった訳でございま

すが、統計上も肌感覚で見てみましても、高齢化に比例して認知症の方というのは増加してきているということで、ご家族の方というのは大変ご苦労なさっているということを日々感じているところでございますので、是非ともこういった事業の中で、ご本人並びにご家族の支援もしていきたいというふうに考えているところでございます。最後に繰り返しになりますが、大きな課題といたしましてはやはり、この業界の担い手になります介護職員等でございますが、非常に人手不足を迎えているということで、今後、高齢者が増加していくことは間違いのない事実でございますので、その担い手、支え手をどのように養成していくのかというのは、全国的な課題でもありますが、ここ精華町でも非常に大きな課題になってきているということで、評議員の皆さま方にご報告をさせていただきたいと思います。報告は以上です。

議　　長　　ありがとうございました。こちらにつきましては報告事項となりますので、ご了承をお願いしたいと思います。続きまして、日程番号２０。第１７号議案、平成２８年度収支決算の承認についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

事務局長　　はい、議長。第１７号議案、平成２８年度収支決算の承認について。平成２９年５月２２日開催の平成２９年度第１回理事会において、平成２８年度収支決算案の承認を得たため、社会福祉法人精華町社会福祉協議会平成２８年度収支決算について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、定款第４０条第２項に基づいて、平成２８年度収支決算の承認を得たいためのものでございます。平成２９年６月２６日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、こちらもホチキス留めで別冊となっております、平成２８年度収支決算(案)をご覧いただきたいと思います。こちらは非常にボリュームがございますので、主要な部分を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。まず表紙を開いていただきますと、左側に目次をご用意させていただいております。非常に細かく分類されておりまして、こちらにつきましては法定の書類ということでございますので、細かいものでございますがご了承を賜りたいと思っております。右側のページで、平成２８年度の法人全体の収支傾向をご説明したいと思っております。精華町社協の場合は、大きく分けまして２つの事業拠点というものを保有しております。まず上段のほうでございますが、社会福祉事業拠点と呼ばれる部分でございます。こちらの当期総収入。決算額の欄を見ていただきたいと思います。188,731,157 円。対しましてその下が、当期総支出。191,418,603 円。これを単純に差し引きしたものが、その下。当期収支差と呼

ばれる所です。決算額では、マイナス 2,687,446 円という結果でした。対しまして下段のほうでございますが、公益事業拠点という、もう１つの拠点の資金収支の一覧でございまして、同じように当期総収入の決算額をご覧いただきたいと思います。60,990,406 円。対しまして当期総支出、61,461,692 円。この単純な差し引きでございますが、そのすぐ下でございます。当期収支差、マイナス 471,286 円という結果でございました。従いまして、上段にあります社会福祉事業の当期収支差と、下段の公益事業の当期収支差。これを足し込みますと、マイナス 3,158,732 円という決算状況となっております。こちらは単年度。平成２８年度、単年度の収支状況でございまして、まず全体傾向として平成２８年度につきましては、マイナス 300 万円程度の、いわゆる赤字が出たという年であったことをご理解賜りたいと思っております。それから、同じように上下段共にですね。前期末支払資金残高という、収支差のすぐ下に２行ございますが、その上のほう。前期末支払資金残高という所がございます。いわゆる、前年度からの繰越金と呼ばれる部分でございまして、上段、社会福祉事業につきましては、平成２７年度からの繰り越しが 112,193,029 円。平成２８年度はマイナスが出ておりますので、当期末。平成２８年度末の資金残高は 109,505,583 円という結果になっております。下段の公益事業につきましても、同じように見ていただきたいものですが、前期末。平成２７年度からの繰り越しが 13,963,157 円ございましたので、差し引きいたしますと、当期末。平成２８年度末の支払資金残高は、13,491,871 円という結果になっております。従いまして、単年度、平成２８年度で見た時には 300 万円強の赤字であったものの、全体として繰り越しなどから見た場合には、大きな影響はなかったというふうにご理解いただきたいと思います。それから次のページでございますが、左側のページは、恐縮でございますが今度は横開きになっておりまして、こちらは上段が社会福祉事業の区分ですが、その中に９つのサービス区分がございまして、いわゆる事務、事業と呼ばれるものですけれども、そのサービス区分ごとの収支差額をあらわした表となっております。当然、その中の合計欄につきましては、先ほどのページの金額と一致するというものでございます。下段につきましては公益事業の区分でございますが、その中に３つのサービス区分がございますので、そのサービス区分ごとの収支差をあらわした表ということになっております。一番右端に収支差と書かれたものがございますので、どの事業がマイナスだったのか、プラスだったのかということを見ていただくための表としてご用意させてい

ただいております。それでは、更に１枚おめくりいただきまして、２ページと書かれた所をご覧いただきたいと思います。２ページは法人単位ですので、２つの拠点区分を足し込んだものとなっておりますが、こちらの事業活動計算書となっております。主だった部分のみ触れさせていただきたいと思いますが、まず上から、収益という所の１つ目。会費収益というところがございます。当年度決算を（A）、前年度決算を（B）と表記しておりまして、その右側には増減。（A）引く（B）を表しております。先ほどの事業報告の中でも、会費収入が４年ぶりに減少したということを申しましたが、決算額でもマイナス 23 万円程度という結果に終わっております。一方でその下。寄付金収益といたしましては、前年度から 800 万円程度増加しております。こちらは昨年度、１千万円の大口のご寄付を住民の方から頂戴いたしまして、その部分をこの区分で計上させていただいておりますので、例年よりも突出して多かった年ということでございます。それから５行ほど下にさがりまして、介護保険事業収益という所では、前年度とほぼ同じような実績でございまして、増減でいいますとプラス 40 万円程度という結果でございました。その下、障害福祉サービス等事業につきましてはプラス 36 万円程度ということで、介護保険並びに障害事業につきましては両方ともプラスという結果に終わったということでございます。対しまして、その下。費用という所の中の、人件費。一番上でございますが。こちらのほうは増減のところで、人件費としましては前年度と比較して、プラス 450 万円程度ということで増加しております。こちらのほうは、常勤職員の定期昇給並びに、新規として先ほどご報告いたしましたファミリーサポート事業などのコーディネーターを配置したりしておりますので、そういった新規事業の人件費がこの辺り、かさんできたということでございます。それから、その２行下。事務費という所がございますが、こちらは前年度と比較いたしますと、プラス 430 万円ほどということで、例年よりも大きな事務費が支出されております。この内容につきましては、こちらの隣にありますデイサービスセンターですけれども、竣工から約１２年が経ちまして、水回りから電気系統。一般的ではございますが、順番に故障する箇所が増えてきております。それらを、中規模といいますか、修繕などが立てこみまして、例年よりも支出が増えたという傾向でございます。それから、その２行下。基金組入額という所です。こちらにつきましても、前年度と比べていただきますとマイナス 4 千万円という大きな数字となっております。こちらにつきましては後ほどまたご提案をさせていただきたいところでございますが、

法改正がございまして、その法人の財政規模に応じて保有できる基金や積立金の額の上限が定められたということでございまして、必要以上に持つということができなくなったことから、平成２８年度につきましては１千万円に留めたということで、前年度と比較するとマイナス 4 千万円という結果になっております。この１千万円につきましては、先ほどご寄付いただいた１千万円がございましたが、それをそのまま、地域福祉基金として計上させていただいております。それからその下、減価償却費という所です。こちらのほうは、当年度で 1,100 万円ほど計上させていただいております。前年度からはプラス 848 千円というような結果でございます。以上が、サービス活動増減の部の、主だった部分ということでございます。一番下の行。次期繰越活動増減差額という所がございますが、当年度の所でご覧いただきたいのがここの部分でございまして、207,307,124 円という結果になっております。前年度から若干、目減りしているというところでございます。隣の３ページにつきましては、法人単位の貸借対照表となっております。こちらも主だった部分のみ、ご説明をしたいと思います。表の左側。上から８行目辺りですけれども、基本財産という勘定科目がございます。この中の１つ下。建物という所でございます。当年度末 17,000 万円余りとなっております。その右側には、前年度末として 18,000 万円余りということでございますが、これは、隣にありますデイサービスセンターの建物の残存価額が、前年度から１千万円程度、下がっているということでご理解をいただきたいと思っております。本来であれば、これに相当する額を積立金として横へ積んでいく訳でございますが、先ほど言いましたように法改正がございまして、その法人単位で持てる保有額の上限が定められるということから、当該年度については見送らせていただいたという結果になっております。同じく左側の表の中で、その他の固定資産というのがございます。その中の６行目。下から２行目ですけれども、地域福祉基金積立資産という所がございます。当年度末で 1 千万円。前年度末は 0 円ということでございます。これも重複の説明になりますが、住民の方から 1 千万円のご寄付を賜りましたので、そのまま一般会計に入れてしまうと、その 1 千万円が何に使われたかということが非常にわかりづらくなることから、地域福祉基金として積立をさせていただきまして、寄付者の方のご意向が１００％反映できるように別立てで基金を設けさせていただいております。その下、デイサービスセンター積立資産という所で、当年度末 12,900 万円余りございますが、これは、これまで償却してきた額に相当するものということでご了

承賜りたいと思います。前年度から90万円程度増加しておりますのは、利息の配当ということでございます。以上、左側の資産の部合計としまして、当年度末は 606,238,324 円という結果になっております。主だった部分のみ説明をさせていただきました。次に、９ページをご覧いただきたいと思います。９ページから１１ページにつきましては財務諸表に対する注記ということで、これは会計上、方針の変更ですとか特筆すべき事項があった場合に、こちらに明記しなければならないというルールになっておりますが、平成２８年度につきましては該当するような大きな事項は無かったということで、説明のほうは省略をさせていただきまして、お時間のある時にまたご覧いただきたいと思っております。それから、１２ページから７４ページまでは、拠点及びサービス区分のそれぞれの内訳書でございまして、時間の関係もございますので省略をさせていただきたいと思います。従いまして、７５ページをご覧いただきたいと思います。こちらのほうが財産目録ということで、一括して一覧で掲げているものでございますが、まず左側上からですけれども、ローマ数字のⅠ。資産の部の、１．流動資産という所がございます。当然、現金や預金などがあたる訳でございますが、この流動資産合計が３月３１日。年度の末現在で、13,700 万円余りという結果でございました。同じく２番に、固定資産というのがございまして、（１）は基本財産となります。建物と定期預金、それぞれの合計は17,100万円余りという結果になっております。（２）といたしまして、その他の固定資産。その合計額は29,700万円余りということになっておりまして、先ほどの基本財産と合計いたしますと、１行下。固定資産合計という所で、46,900 万円余りという結果になっております。最初の流動資産と合計したものが、その下。資産合計という所でございまして、60,600 万円余りという結果になっております。対しましてローマ数字のⅡ。負債の部と書かれた所でございますが、２つ区分がございまして、１つ目は流動負債と呼ばれるものでございます。未払金などが中心でございますが、こちらの合計は1,400万円余り。２つ目の、固定負債。退職金にあたるものでございますけれども。こちらのほうの合計が 4,300 万円余りということで、この負債合計は 5,700 万円余りということになります。先ほどの資産の合計から、この負債合計を控除いたしますと、一番下。差引純資産と呼ばれるものでございまして、548,836,802円という結果になっております。以上が財産目録でございまして、その次、７６ページには、固定資産の物品明細書を添付させていただいております。平成２８年度中に取得したものが５点ほどございますので、その

部分のみ触れさせていただきたいと思います。数字を振っていないため、非常に見づらくて恐縮でございますが、上から１３行目の所。ポスター用プリンター１台。357,048 円というものと、その下。シュレッダー３台、687 千円余り。その下、印刷機１台、2,296 千円余り。この３点と、下から、合計の上２つ。洋式便器１台、267 千円余り。その下の、ソフトウェア１台。166 千円余りということで、平成２８年度中に取得した固定資産は以上、触れました５点となっております。以上が、平成２８年度の収支決算状況ということで、非常にボリュームのあるもので時間の関係上、内訳等につきましては省略をさせていただきましたが、決算の全体傾向ということで、その点を中心にご説明をさせていただきました。どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　ただいま事務局から提案を受けましたので、本日ご出席いただいております島中監事より、平成２８年度収支決算(案)について、監査結果をご報告願います。

島中監事　はい。監事監査報告書。島中でございます。平成２９年５月１２日に、この会場でおこないました。朗読を以って、報告をさせていただきたいと思います。(福)精華町社会福祉協議会会長、長谷川悟さま。平成２８年度の社会福祉法人精華町社会福祉協議会の事業報告書、計算関係書類及び財産目録については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、規則に準拠し適正に処理されているものと認めます。監事、浦田善之。並びにわたくし。監事、島中秀司。以上です。

議　　長　ありがとうございました。ただいま、説明及び監査結果の報告を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。何かご質問ございませんか。

村岡評議員　（挙手）

議　　長　どうぞ。

村岡評議員　特に無いんですけれど、何の質問も出ずに終わっちゃうと、ちょっと寂しいので。１点、質問なんですけれども。事業報告と言いますか、会費収入ですかね。２８年度は、２７年度と比較して協賛いただいている口数も、普通会員、法人会員とも減少傾向にあるみたいで。事業報告のほうを見てますと、毎年結構、ばらばらしているように見えまして。あと、募集期間が６月から１１月ということで、年を通してではないのかなと思いまして。ちょっとそのあたり、どのようにされているのかだけ教えていただきたく思います。

議　　長　事務局よろしくお願いします。

事務局長　はい。ご質問ありがとうございます。こちらのほうはですね、精

華町社協だけではないんですけれども、全国的な傾向かと思いますが、会費のお願いにあたりましては地域にあります、精華町では自治会と呼ぶんですけれども。この自治会さんのほうを通じて、協力のお願いをさせていただいております。当然、規模の大きな自治会さんもございますので、一定期間、期間は設けて欲しいというご要望をいただいております。それと、通年で募集をした場合にですね。回収時期が非常にばらばらとして、基本的な考え方といたしますと、地域の福祉活動というのにこの会費を再配分させていただいておりますので、できるだけ上半期といいますか、前半部分で、この地域福祉活動の財源となるものをご協力いただきまして、それを後半部分。配分といいますか、地域のほうに配分させていただくというような形で、これまで進めてきているところもございますので。本音を申しますと、もう少し早い時期に締切らせていただいてですね。集めていただけたらという思いは一方ではありながらも、やはり、無償でご協力をいただいているのは地域の役員さま方でございますので、そのご意向を最大限に反映しながら、現在のところは、このような期間設定にさせていただいているということでございまして。当然、１２月以降は受付けないということではないんですけれども、一定の目安として、このように公表をさせていただいております。ありがとうございます。

議　　長　よろしいですか。

村岡評議員　ありがとうございます。私のほうも、ちょっとこちら協力させていただいてるんですけれども。少しでも充実するように、個人的に、協力してくれる方をたくさん探していこうと思いますので。ありがとうございます。

議　　長　その他ございますか。

白畑評議員　（挙手）

議　　長　どうぞ。

白畑評議員　教えてください。ファミリーサポート事業っていうのをなさってて。保育所終了後のお迎えとか、お預かりとか。これは、されている方のお家なんですか。お預かりとかは。

議　　長　事務局。

事務局長　はい。ありがとうございます。事業報告の１５ページの所に、ちょうど去年から始めました新規事業のファミリーサポート事業というのがありまして、特に保育所が終わった後。両親とも、お仕事をされて、残業とかある場合にですね。ご両親に代わって援助会員が保育所へ迎えに行って、その後は、そのまま援助会員の自宅へお子さまを連れて帰って、そこで、お父さまかお母さまが帰

って来られるまでの間、しばらくお預かりするということになります。担い手さんのほうのお家で、預かるというサービスになっております。

議　　長　その他、何かございますか。

小西評議員　（挙手）

議　　長　どうぞ。

小西評議員　すいません。桜が丘四丁目の小西ですけど。いま、事務局長さんがお話なさった中で、高齢化がずっと言われていることで、どんどんまだ更に増えていくということで、課題としては、その担い手が非常に大変だというようなことのお話がありましたけども。いま現在、我々の小地域福祉委員会で、できるところは少しでもカバーというか、そういうのをやっていこうという。あまり大したことはできないんですけども、見守りの中で、ゴミ出しを困ってるということで、何とか助けができるならばということで、１人、独居老人の方を３か月間ほどやらせてもらった経験があるんですけども。それで、家族の人と話をして、家族の方が、そんなにお世話になっているならば我々の手で朝、週２回やりましょうというようなことで受けていただいて、それはかえって家族の絆が更に深まったというような感じで、１つ、１例があるんですけれども。具体的には、その担い手を今後どういうふうに、よく社協さんのほうで募集されてる情報が出てるんですけども。それだけでは、待ってるような感じなんで。こちらから具体的に、どういう行動を起こしていこうというふうに考えられているのか。例えば、最近の専門学校、大学なんかでは、特に福祉科とか、いろんな細かい、介護に関わる専門の職業を養成するというような学科が見受けられるんですけども。そういう所とのコンタクトを、どう今から付けていくかとか。何かそういう、人材を確保するための施策というのを、社協さんのほうで今後、やっぱり考えられていくのかどうか。その辺は、ちょっと聞きたいところでございますけども。余計なことを言ったかもわかりませんけども、以上です。

議　　長　事務局。

事務局長　はい、ありがとうございます。非常にいま、一番頭を悩ませているところでもありまして。国は、地域包括ケアシステムを構築していくということで、横文字が入ると、とたん意味がわかりづらくなるんですが、要は、専門職だけでもなく、地域の住民だけでもなく、この両方が、切れ目なくサービスを提供していける仕組み作りを、地域包括ケアシステムというふうに国は表現しているようですけれども。精華町では、たくさんの地域住民さんにより

ます支援活動というのが、先ほどの自己紹介の中でも触れていただきましたように、地域にもたくさんの活動があると。いま、小西さんのほうから、ご近所というか、地域内のゴミ出し支援の部分での事例も挙げていただいたとおりですけれども。そういうことを、していただける方がいらっしゃる。また、そういうことができる地域がいま、まだあるということは、非常に大きな強みではないかなというふうに認識をしております。これに加えてですね。入浴の介助とか、トイレの介助というような専門的なサービスについては、当然、一定の資格を持った者がしていかなければなりませんし、暮らしという部分については、ご近所での助けあい、支えあい。また、見守りとかというようなところで、支援していけるところもあろうかと思っております。とりわけ、専門職の確保という部分が非常に困難な時代を迎えておりまして、これはもう国策と言ってもいいかと思いますが、介護職員にだけ、割り増し賃金というのを国がいま出している訳ですけれども。これを１００％、精華町社協も取得しまして、介護職員には他の職種とは違って、割り増し賃金を乗せて出している訳なんですけれども、それでもなかなか集まらないというような時代に突入してきております。他の産業との取り合いというのも、もちろんありますし、こういったことをやっているのは社会福祉協議会だけではございませんので、同じ分野同士での取り合いということもあろうかと思います。いずれにいたしましても、この人材確保という点をですね。どうやって埋めていくのかという妙案については、現在持ち合せていないというところが、非常に頭の痛いところである訳なんですけれども。やはり、地域の住民さんと連携を密にしながらですね。住民さんに助けていただく部分と、専門職が積極的にやっていかないといけない部分。ここら辺を、連携を取りながらいかに支援していけるかというところが鍵になってくるのかなというふうに思いますので。本当に、地域の住民さんには頭が下がる思いで、無償でいろんな活動をしていただいているところなんですけれども、将来に渡って引き続き、こういった時代を迎えておりますので、ご理解、ご協力を賜りたいなというふうに考えております。答弁になっていないかも知れませんが、よろしくお願いいたします。

議　　長　　よろしいですか。

小西評議員　ありがとうございます。

議　　長　　その他、どうでしょうか。

鬼塚評議員　（挙手）

議　　長　　どうぞ。

鬼塚評議員　すいません。ちょっと聞いてみたかっただけなんですけど。地域福祉基金積立資産なんですけども、これは将来的にといいますか、どういうふうに具体的に活用しようと考えておられるかを聞いてみたいと思ったんです。

議　　長　事務局。

事務局長　はい、ご質問ありがとうございます。昨年度の会計になるんですが、年度末ぎりぎりに実は頂戴をいたしまして、取り急ぎ基金を立ち上げて、１千万円全額を積立てたというのが実態でございます。その積み上げた額ですけれども、ご寄付いただいたご本人はご高齢のお一人暮らしということでございまして、今のところは介護などのサービスは利用されていないんですけれども、将来的には安心してこの育ってきた町で暮らし続けたいというような思いをお持ちの方でございまして。そういった背景ですとかご趣旨を踏まえますと、お一人暮らしのご高齢の方が他にもたくさんいらっしゃいますので、そういった方が安心して暮らしていけるように見守りですとか、何かあった時に駆けつけたりとかいうようなことが、精華町に根付くようなそんな取り組みに使わせていただきたいなというふうに考えております。これにつきましては今年度。平成２９年度中に、取り組みとして提案をさせていただきたいなというふうに思っておりますが、考え方といたしましては、いま申しましたように、お一人暮らしの方がご高齢になっても安心して自宅で住み続けられるような、そんな取り組みにこの基金の費用を充てさせていただきたいなと思っております。

議　　長　よろしいでしょうか。

鬼塚評議員　はい。

議　　長　その他、ないでしょうか。いまそれぞれに評議員のほうから貴重な質問。それによってかなり、いままでの説明が穴埋めできたかなと思っております。ありがとうございました。

その他ご意見が無ければ、採決したいと思います。第１７号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決承認します。続きまして、日程番号２１。第１８号議案、社会福祉充実計画の承認についてに入らせていただきます。事務局から提案お願いします。

事務局長　はい、議長。第１８号議案、社会福祉充実計画の承認について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款第１２条第１項第８号により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、改正法により、社会福祉法人が保有する財産について、事業継続に必要な財産額を控除したうえで再投下可能な財産（社会福祉充実

残高）を算定する必要があり、社会福祉充実残高が生じる場合には、社会福祉充実計画を作成し、その実施費用に充てる必要がある。本会においては、平成２８年度決算において社会福祉充実残高が生じたことに伴い、社会福祉充実計画の承認を得たいためのものでございます。平成２９年６月２６日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、まず最初に、簡単になりますけれどもこの制度の趣旨をご説明したいと思います。ホチキス留めで２ページ閉じの物がございます。表紙には、控除対象財産についてと大きく書かれた資料でございます。こちらは昨年度、国が作成した資料の写しでございまして、中ほどお開きいただきますと縦に両開きとなっておりますが、こちらで簡単に概要説明をさせていただきたいと思います。まず、財務規律の強化という点が社会福祉法人に求められております。その具体的な方法といたしましては３点ございまして、ローマ数字のⅠ、適正かつ公正な支出管理というものが求められております。次にローマ数字のⅡとしまして、再投下可能な財産の明確化という作業が求められております。３つ目。ローマ数字のⅢですけれども、その額は、福祉サービスへ再投下していくという考え方でございます。その下に、見づらくて恐縮なんですけれども、ローマ数字ⅠからⅢまでの流れ。フローで示された表があろうかと思います。左側、ローマ数字のⅠ。適正かつ公正な支出管理ということで、高額な役員報酬が支払われていないかとか、特定の者に利益供与していないかとかいうようなことが求められてくる訳でございます。その中で、社会福祉事業などを実施いたしまして、右側、最終的には収支差というものが出てくるという訳でございます。再投下可能な財産ということで、当然事業を継続していくためには、建物や土地や、備品買い替え、修繕など、そういうことが必要になってくる訳でございますが、そういった、一定必要と認められるものを控除した結果、それでも余る財産については社会福祉充実計画というものを定めて、１００％その計画の実施費用として充てなければならないということが、今回の法改正で定められたということでございます。下側のページでございますが、その再投下可能な財産の明確化ということで、こちらも下に、控除対象財産Ⓑという所がある訳ですが、いったい何が控除できる財産なのかということを説明したものとなっております。①は、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等ということで、主には土地や建物や設備が挙げられます。保有している財産から、まずこれらを差し引きします。次に②、再生産に必要な財産ということで、将来の建替、今後あるであろう大規模な修繕、それから設

備等の更新。これらも控除すると。最後に３つ目。③としまして、必要な運転資金ということで、事業については未収金というものが発生いたしますので、一定期間分の未収金は蓄えて良しという考え方でございます。それから、緊急の支払いであったり、当面の出入金のタイムラグ。これを埋めるための運転資金は必要であろうということで、これらは一定の控除ができるというふうに示されております。こういう考え方に基づきまして、資産から、いま申しました必要な財産等を控除いたしまして、余った額については地域福祉活動、社会福祉事業など全般に充当していくと。吐き出していくというような考え方となっております。これは、法律の考え方をお示ししたものでございますが、もう１枚下の資料にＡ３、１枚物のカラー刷りで、社会福祉充実残額算定シートというものをご用意させていただきました。非常に細かい数字で見づらい資料で恐縮でございますが、結論から申しますと、一番下にあります６番。社会福祉充実残額という所に、表があるかと思います。まず、活用可能な財産ということで、先ほどご承認賜りましたが、平成２８年度の精華町社協の決算。この額から見てみますと、活用可能な財産は 44,800 万円ほどということになっております。それから、その下。今度は、そこから控除できるものという所ですけれども、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等ということで、16,400 万円ほどございます。グレーの所２行飛ばしまして、その下。計算の特例というのがございまして、こちらで 23,000 万円ほど控除できるということになっておりまして、先ほどの、事業に活用している不動産等と、計算の特例。これを足したものが、そのすぐ右側の大きなセルに入っている数字です。39,500 万円ほどということになります。従いまして、活用可能な財産が 44,800 万円ほど。そこから、控除できる財産として 39,500 万円ほどということを差し引きいたしますと、一番下。オレンジのセルですけれども、こちらの所に 5,246 万円という数字が出てきております。これが、精華町社協の社会福祉充実残額と呼ばれるものとなっております。ここで、その金額の洗い出しができたということになります。この金額がプラスで出た場合には、社会福祉充実計画を作成しなければならないということになりますので、同封の資料の中に、２種類の資料があるかと思います。１つは、Ａ４サイズ。ホチキス留めの資料でございまして、平成２９年度から平成３３年度までの社会福祉充実計画案と書かれた資料です。こちらは国のフォーマットでございまして、年度ごとに計画を書いていくということで、少しボリュームがあるものとなっております。この事前に送付した資料の中に１点、数字の誤

りがございましたので、誠に恐縮でございますが訂正をお願いしたいと思っております。５ページです。一番下の合計欄の所に、プリントでは61,460千円という数字が入ってございますが、こちらは誤りでございまして、正しくは46,460千円が正しい数字でございました。お詫びの上、訂正させていただきます。こちらの資料につきましては、年次ごとの計画を記載していくということで、同じことが繰り返し書かれていてボリュームが出ている訳ですが、説明といたしましては、一覧で評議員さまに説明したほうがわかっていただきやすいだろうということで、本会独自に一覧表をご用意させていただきました。Ａ３サイズ、２枚物の資料です。右上、別紙第１８号議案と書かれた資料です。こちらを用いまして、いま出ました 5,240 万円余りの充実残額を、今後どのように充てていくのかというところをご提案させていただきたいと思います。まず１ページ。左端、整理番号１－１。事業区分、施設整備という所です。事業名は全て仮称です。デイサービスセンター太陽光パネル設置事業です。１つ飛びまして、趣旨(目的)の所をご覧いただきたいと思います。デイサービスセンターの省エネ化・エコ化を図り、電気料金の３５％程度削減を目ざすという狙いのものです。参考までに、１年間の電気代が約 330 万円ということでございまして、３５％カットできた場合には年間で 115 万円の電気代節約に繋がるものというふうに考えております。事業概要は、デイサービスセンターにソーラーパネルを設置するというものでして、予算規模は 1,500 万円を見積もっております。少し戻りますが、期間としましては、この計画は５年以内に執行しなければならないということになっておりますので、いつやるのかというタイミングをお示ししております。３０というのは、平成３０年度にこれをやっていくという計画でございます。次に整理番号１－２、既存社会福祉事業の充実。仮称、デイサービス昼食自炊化事業です。趣旨目的は、デイサービス利用者の楽しみの１つである昼食を充実させる。また、利用者の重度化に伴い、自炊式によって柔軟な食事提供スタイルを確立するという狙いです。方法といたしましては２つありまして、①１階配膳室の仕様を変更し、現在の方式。これは、外部からの弁当形式。持ち込みの弁当でございますが、これを自炊方式に改めたいというものです。費用は１年間 120 万円。４年で 480 万円を見積っております。もう１つ。②としまして、自炊に必要な初度設備を購入するということで、初年度に 500 万円を見積っております。総額の規模としましては、980 万円程度見積っております。それから整理番号３－１、職員の処遇改善です。仮称、介護職員等への活動着給付事業です。こち

らは趣旨目的として、入浴介助などの業務を行う職員を対象として、活動しやすい衣類を給付することで身体的・経済的負担の軽減を図りたいという狙いです。方法としましては、従来から貸与している作業着に加えて、５年間重点的に入浴介助用活動着を給付するというものです。毎年 35 万円で、５年間で 175 万円の予算規模を見積っております。次に３－２、職員の処遇改善。仮称、職場内ＩＣＴ化事業です。目的は、職場内の情報ネットワーク化を推進し、通信機器を充実させることにより、介護事務に要する時間を短縮させ、職員の労働時間短縮を図るという狙いです。方法は２つございます。①機器及びソフト導入ということで、いわゆる初度設備として 190 万円見積っております。もう１つはネットワーク化ということで、これは継続で、毎年 15 万円程度。５年間で 75 万円程度を見積っております。常勤職員全員にネットワーク環境を整備するとともに、介護現場においても職員に専用ソフト入りタブレット端末を貸与し、報告書類などの作成時間の短縮を図りたいというものです。総額で 265 万円程度の見積となっております。次に３－３、職員の処遇改善。仮称、常勤化推進事業です。目的は、非常勤職員の常勤化により職員の処遇改善と労働力の確保を図るという狙いです。事業の概要としましては、現に本会に在籍する非常勤職員のうち、希望する者の中から能力や勤務成績、職場評価を考慮し、若干名、嘱託常勤職員として任用するというものです。ただし、初年度。今年度から始まりますので、既に３か月ほど経とうとしておりますので、今年度については１０月からの予定という見積でございます。１年あたり 100 万円程度の見積でして、５年間。実質４年半でございますので、450 万円程度の見積となっております。次に３－４、職員の処遇改善。仮称、常勤職員処遇改善事業です。目的は、①常勤職員のうち若手職員を中心として基本給を引き上げることによって処遇の改善を図るというものと、２つ目に、賞与に能力給を導入することにより職員の処遇の改善を図るという、２点の狙いがございます。事業の概要としましては、１つ目。給料表を改定しまして、常勤職員。特に若手職員ですけれども、これの基本給を引き上げたいと考えております。５年間に要する費用は 325 万円程度。初年度は６か月分を見積っております。２つ目に、期末勤勉手当の基礎額に管理職手当を加えたいという提案でございます。５年間の見積は 285 万円でございます。右側、単年の規模では 122 万円。５年総額は 549 万円という見積になっております。２ページ目に移りたいと思います。整理番号３－５、職員の処遇改善。仮称、非常勤職員処遇改善事業です。目的としましては、非常勤職員のうち

一定の経験者を対象として、賃金単価を上げることによって処遇改善を図るという狙いです。事業の概要としましては、非常勤職員のうち概ね５年以上にわたって本会に在籍し、勤務成績が優秀な者を対象として、基本給を増額するというものです。初年度は１０月からの予定です。単年で 156 万円。５年総額で 702 万円程度という見積になっております。次に３－６、職員の処遇改善。仮称、介護支援ロボット導入事業。目的は、介護職員の腰痛予防等を防止することを目的として、移乗用リフト等の機器を導入し、介護現場の負担軽減を図るというものです。方法といたしましては３つございまして、①介護支援ロボットの導入。初度 70 万円程度の見積です。２つ目、サポート費用等ということで、毎年の保守料のようなものでございます。３つ目は、腰痛を予防するための補助具追加導入ということで、特に介護職員に対して、サポーターであったり、腰痛予防ベルトのような物を給付するという趣旨のものでございます。単年度では 20 万円。導入費用等を含めますと総額で 200 万円という見積になっております。次に整理番号３－７、職員の処遇改善。仮称、資格取得促進事業。専門職の確保が困難な時代を迎えているため、現に在籍する職員を対象として、社会福祉分野の資格取得を促進するために、受験費用等のうち一部を補助し、職員のスキルアップを図るという狙いです。方法といたしましては、受験及び受講等にかかる費用の一部を補助するというものでして、単年で 25 万円。５年総額で 125 万円という見積になっております。最後に３－８。職員の処遇改善として、仮称、職員駐車場整備事業です。目的としましては、事業所として職員の専用駐車場を整備することにより、職員の通勤環境を整えるという狙いです。具体的には、土地の取得 700 万円。造成工事 500 万円程度ということで、総額 1,200 万円程度ということを見込んでおります。なお、最後の駐車場の整備事業につきましては、現時点で候補地などあたっている物はございませんので、これから、承認を賜ったのち、具体的な作業に移っていきたいという考え方でございます。以上、総額で申しますと、５年間で 6,146 万円という数字が出ております。先ほど申しましたように、平成２８年度末の残高で言いますと、5,246 万円。これを上回る計画作りが必要ということになっておりまして、それから見てみますと２割ほど高い充実計画になっております。向こう５年間の計画でございますので、当初予算規模を示しておりますが、当然ながら、ここから入札などをしていけば契約金額はこれよりも下がってくるということが考えられますので、一定、保険を掛ける必要があるということから、少し高めの 6,100 万円ほどの充実

計画を組ませていただいております。以上が、法改正の趣旨並びに今回の社会福祉充実計画の概要ということで提案をさせていただくものでございますので、どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　　はい。ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。
何かございませんか。ご意見が無ければ、採決したいと思います。
第１８号議案について、賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全会一致により、可決承認します。
いままでの説明の中で、全部可決承認されてきた訳ですけれども。全体を通して何かお聞きしたいということがあれば、この際、質問してください。
ありませんか。なければ、これをもちまして本日の案件の全てをご審議いただきましたので、わたくし、議長を降壇させていただきます。皆さまのご協力、ありがとうございました。

以上、本評議員会の案件は全て終了したので、午後４時０５分散会した。

上記の決議を証するため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成２９年６月２６日

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２９年度定時（第１回）評議員会において

議　長　　印

署名人　　印

署名人　　印